

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	大阪府能勢町教育委員会
指定したモデル地域名	能勢町

概 要

モデル地域の構成（平成 28 年 3 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
能勢町	小学校 5 校
能勢町	中学校 2 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

【事業概要】

本町の小学校及び中学校の特別支援学級には 41 名、通級指導教室には 15 名の児童生徒が在籍している。府立の支援学校への就学を検討した場合、最も近い支援学校であっても片道 30 km、往復すると車で 2 時間以上かかり、就学先の候補として選択し難い。障害のある児童生徒を地域で包み込み、障害のある子も障害のない子も「ともに学び、ともに育つ」教育をめざして、以前から取り組んできた。

平成 28 年度 4 月より、A 町立 5 小学校、2 中学校を再編整備して、施設一体型の A 町立 B 小学校、C 中学校が開校される。小規模で点在する従来の学校から、A 町内の児童生徒が一同に会する施設一体型小学校中学校にリニューアルされ、通学方法も徒歩、自転車に加え、スクールバスも導入される。

このような A 町の状況下であり、本事業も 3 年目を迎え、2 年間の成果を踏まえ、新規の合理的配慮協力員や専門家等も派遣し、多様な子供たちに対して、一人一人のニーズに応じた教育を充実させるために取組を行っている。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

A 町教育委員会では以下のような支援を行っている。

①特別支援教育コーディネーターと教育委員会の情報共有②町特別支援教育研究会の開催③府立特別支援学校よりの巡回相談、講師派遣④「自立活動支援教室」の開催と保護者会組織化⑤特別教育支援士・SC 経験者など専門的な合理的配慮協力員の対象校への配置。D 小学校には以前、能勢町自立活動支援教室の巡回相談員として赴任したことのある特別支援教育支援士 1 名と、特別支援教育関係専攻の大学生 1 名を配置した。E 中学校には、両中学校に SC として勤務の経験がある臨床心理士 1 名と、海外のインクルーシブ教育留学経験のある大学院生 1 名を配置した。⑥介護福祉士・言語聴覚士・学校心理士・LD センター巡回相談員等、資格のある学識経験者による定期的な町内保育所・小中学校への巡回指導の強化及び講演会などによる啓発活動

【モデル地域内における取組】

(1) 教育課程上の位置づけ及び指導計画作成における工夫

①関係機関と連携を図りながら対象となる児童生徒の障害の状況等の把握に努め、校内委員会等で情報を共有し、支援内容や目標を検討する。②子供の興味・関心、特性を活かし、本人や保護者のニーズをふまえた個別の教育支援計画を作成する。③全教職員が個別の指導計画及び個別の教育支援計画を共有し、短期目標をスモールステップで達成させながら、長期目標を掲げて、日々改善する。④個別の教育支援計画及び個別の指導計画の内容の確認についての会議を、年度初めに全教職員参加で開催し、特別支援学級在籍プロフィール、課題、各目標について周知を図る。

(2) 校内における実施体制づくりの工夫

①授業の前に「本日の合理的配慮に関わるポイント」についての打ち合わせを可能な限り行う。②支援教育連絡会（管理職・養護教諭・特別支援学級担任・介助員で構成）を立ち上げ、職員会議で報告し、周知を図る。③特別支援学級在籍児童の学級ごとに週案を作成し、教科・指導体制・単元内容・支援方法等を一覧表にまとめる。この一覧表は、関係教職員に周知し、情報共有と共通認識を図る。④特別支援学級担任同士の情報交換に、昼休みや放課後の時間等を当て、時間捻出の工夫を図る。⑤学期ごとに学校と教育委員会が業務内容を確認し、保護者との合意形成のもと、個別の教育支援計画を共有して、学校での役割や家庭での役割を果たす。

⑥特別支援学級の週案を活用して各時限の教育効果の検証（合理的配慮協力員と特別支援学級担任によって作成された「授業観察シート」）を行う。

3. 成果及び課題

【成果】

D 小学校の取組では、交流学习を展開するにあたっては、特に国語科で、個別学習での事前学習を行うことで大きな効果を得ることができた。その具体的な取組としては、特別支援学級担任と通常学級担任、また学習支援員らが連携を取り、学習の進度や単位時間で中心となる課題や発問などを確認して、特別支援学級担任が個別学習を計画するようにした。児童の技能や能力と照らし合わせ、通常学級での学習内容を先取りする予習のような形で個別学習を行い、児童がつまづきそうな点を補い、発表や処理できる場面では力が発揮できるように習熟を図った。その様な個別学習を踏まえて、通常学級での交流学习へつなぐと、特別支援学級担任が支援をしなくても、児童が主体的に課題に取り組み、全体の場で意見を発表することができた。

中学校の取組では、合理的配慮協力員として大学院で特別支援教育について専攻した者とスクールカウンセラー経験者を配置した。「生徒の状況把握」、「きめ細やかな気づき」、「カナダ留学で得た豊富な体験をもとにした合理的配慮の方法」、「支援の方法・支援体制」、「生徒の顔の表情や、ちょっとした口調の変化などから、生徒の心の動き、特に対象生徒であれば困っている瞬間を察知する」等、生徒を見る視点で大切にすべきことを多く学ぶことができた。また、合理的配慮協力員のアドバイスを受けて、従来の交流及び共同学習の内容を変えていく方向性・視点を学ぶことができた。通常学級での教科授業において、そこで取り上げられている教材と同じ領域・テーマで、対象生徒に合わせた教材・教具を作り、学習を進めることができた。

【課題】

今後、単学級極小規模学校から複数クラス規模学校へ再編される中、A 町内の全小中学生が一か所に集まることになるため、益々インクルーシブ教育システム構築が望まれる状況になることが予想される。A 町立 B 小学校では、インクルーシブ教育を効果的に進めていた D 小学校の取組を新学校の特別支援教育の核に据え、3 年間蓄積してきたノウハウを小学校中学校施設一体型校へ引継ぎ、他の児童・生徒・保護者・教職員への普及を図りたいと考えている。普及に対して最も大切なことは、一人ひとりの児童生徒の実態把握に努め、本人及び保護者からの意志の表明に対して、合意形成に向けた建設的な対話を行い、適切な合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画を作成していく必要がある。そして、その合理的配慮が十分に提供できているかを定期的に評価し、柔軟な見直しを図りながら、次への計画を進めていかなければならない。